

市町村児童福祉行政（保育）指導監査調書

市町村名			
保育行政 主管課		調書作成者 職・氏名	
所在地 (担当課)	(〒 -) (TEL - -)	作成年月日	年 月 日
添付書類			
No.	本調書と併せて提出してください		チェック欄
1	保育行政主管課の組織図及び事務分掌表		
2	保育に関する条例及び規則 ※設備運営基準関係や施設運営、利用申込等に関するもの		
3	市町村子ども・子育て支援事業計画 ※前年度以前の指導監査において最新の計画を提出している場合は不要		
4	保育の状況等を紹介する広報及びパンフレット類		

※ この調書については、特に指定のあるもの以外は、原則として”当該年度”の状況について記載してください。

当日確認書類

No.	実地監査の際に監査会場に御用意ください
1	保育所入所手続関係書類 ※保育所入所申込書、保育児童台帳、保育所入所承諾書、保育所入所保留通知書、保育実施解除通知書等
2	保育認定、利用調整に関する資料 ※入所選考会議録等
3	事故報告関係資料 ※事故報告、死亡事故等により検証を行った場合は検証報告書及び検証の経過が分かるもの（過去2年度分及び当年度のもの）
4	市町村地域防災計画
5	広報誌、パンフレット、インターネットでの広報状況等が分かる資料

前回指導監査の指摘事項についての改善状況

前回指導監査実施年月日： 年 月 日
監査の方法： 実地 ・ 書面

指 摘 事 項	現在までの改善状況 (未改善の場合はその理由及び今後の改善計画)

(注) 文書指摘及び口頭指摘のあった事項について記入する。

1 根拠法令・通知等の略称について

指導監査調書における根拠法令等の略称の正式名称は以下のとおりです。

調書中の略称	正式名称
内閣府令第39号	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年4月30日 内閣府令第39号）
厚生労働省令第61号	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日 厚生労働省令第61号）
雇児発1224第2号通知	「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について」（平成27年12月24日 雇児発1224第2号通知）
児発第471号通知	「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成12年4月25日 児発第471号通知）
府子本第390号通知	「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について」（平成27年12月7日 府子本第390号ほか通知）
府子本第391号通知	「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」（平成27年12月7日 府子本第391号ほか通知）
府子本第689号通知	「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について」（令和元年11月27日 府子本第689号ほか通知）
こ成保第206号通知	「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日 こ成保第206号通知）
府子本第55号通知	「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制の検査について」（平成28年2月15日 府子本第55号通知）
こ成安第142号通知	「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日 こ成安第142号ほか通知）
こ成安第143号通知	「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（令和5年12月14日 こ成安第143号ほか通知）
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
府政共生第98号通知	「児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて」（平成27年2月3日 府政共生第98号ほか通知）
児発第596号通知	「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について」（平成9年9月25日 児発第596号通知）
児発第275号通知	「保育所入所手続等に関する運用改善等について」（平成8年3月27日 児発第275号通知）
児発第73号通知	「保育所への入所の円滑化について」（平成10年2月13日 児発第73号通知）
児保第3号通知	「保育所への入所の円滑化について」（平成10年2月13日 児保第3号通知）
府政共生第859号通知	「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日 府政共生第859号ほか通知）
児保第12号通知	「保育所入所手続等に関する運用改善等について」（平成8年6月28日 児保第12号通知）
府子本第571号通知	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日 府子本第571号ほか通知）
府子本第271号通知	「子どものための教育・保育給付費支弁台帳について」（平成27年8月21日 府子本第271号ほか通知）

2 判定区分について

(1) 判定の内容

判定区分	内 容
A	・ 児童福祉関係法令等又は通知等に違反がない事項
B	・ 児童福祉関係法令等又は通知等に違反がある事項で、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合
C	・ 児童福祉関係法令等又は通知等に違反がある事項で、B判定以外のもの

(2) 指摘の基準

B判定の事項については口頭指摘、C判定の事項については文書指摘を原則とする。
ただし、調書の評価基準においてC判定に該当する事項であっても、違反の程度が軽微である事項又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる事項は口頭指摘とする。

市町村児童福祉行政(保育)指導監査事項

区分	点 検 事 項	自主点検欄	根拠法令等	評価基準		
				評価事項	判定区分	
					B	C
第 1	児童福祉行政事務処理体制					
	児童福祉行政主管課の業務体制が適切か。					
	ア 児童福祉行政主管課の業務処理体制が適切か。	☐ いる ☐ いない	児発第471号通知 子ども・子育て支援法第34条及び第46条、第3章第1節第1款及び第2款、第2節 内閣府令第39号 児童福祉法第34条の16 厚生労働省令第61号		-	-
	イ 内部組織相互間における連携がとられているか。	☐ いる ☐ いない	児発第471号通知	幼児教育や他の保育・子育て担当課との連携や、虐待待事案や災害対策等における連携体制がとられていない。	○	-
	ウ 児童福祉施設に対する指導が適切に行われているか。	☐ いる ☐ いない	児発第471号通知 児童福祉法第18条の16第2項、第21条の14第2項、第34条の8の3第2項、第34条の17第2項及び第56条の8第8項 子ども・子育て支援法第13条第2項及び第30条の3 児童福祉法施行令第35条の4 雇児発1224第2号通知 府子本第390号通知 府子本第391号通知 府子本第689号通知 こ成保第206号通知 府子本第55号通知		-	-
	エ 関係機関等との連携が適切に行われているか。	☐ いる ☐ いない	児発第471号通知	虐待事案や施設指導監督事案等について児童相談所や県関係機関等との連携体制がとられていない。	○	-

区分	点 検 事 項	自主点検欄	根拠法令等	評価基準																									
				評価事項	判定区分																								
					B	C																							
第 2	オ 特定教育・保育施設等における事故の報告は適切になされているか。また、検証が必要な事例が発生した場合については、適切に検証がなされているか。（詳細は別表 1）	☐ いる ☐ いない	内閣府令第39号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号） 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第123号） こ成安第142号通知 こ成安第143号通知	報告すべき事故が報告されていない。	-	○																							
	カ 市町村地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設について、避難に関する指導等が適切に行われているか。（詳細は別表 2）	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	児発第471号通知 水防法第15条第1項第4号ロ 土砂災害防止法第8条第1項第4号	検証を要する事例について検証がなされていない。	-	○																							
	保育の実施の確保 1 要保育児童の把握状況 (1) きめ細かな保育の提供がなされるよう、関係者相互の連携等を図り、地域の実情に応じた体制整備、保育所等の情報提供等が行われているか。 ＜住民への情報提供の状況＞ <table><tr><th>住民への情報提供の方法</th><th>有無</th></tr><tr><td>保育所等一覧簿の備え付け（窓口での閲覧）等</td><td>☐ 有☐ 無</td></tr><tr><td>広報誌、パンフレット</td><td>☐ 有☐ 無</td></tr><tr><td>インターネット</td><td>☐ 有☐ 無</td></tr><tr><th>住民に対する情報提供の内容</th><th>有無</th></tr><tr><td>各保育所の名称、位置及び設置者に関する事項</td><td>☐ 有☐ 無</td></tr><tr><td>各保育所の施設及び設備の状況に関する事項</td><td>☐ 有☐ 無</td></tr><tr><td>各保育所の運営の状況に関する事項</td><td>☐ 有☐ 無</td></tr><tr><td>保育料に関する事項</td><td>☐ 有☐ 無</td></tr><tr><td>保育所への入所手続に関する事項</td><td>☐ 有☐ 無</td></tr><tr><td>市町村の保育の実施の概況</td><td>☐ 有☐ 無</td></tr><tr><td>県から提供された認可外保育施設に関する情報等</td><td>☐ 有☐ 無</td></tr></table>	住民への情報提供の方法	有無	保育所等一覧簿の備え付け（窓口での閲覧）等	☐ 有 ☐ 無	広報誌、パンフレット	☐ 有 ☐ 無	インターネット	☐ 有 ☐ 無	住民に対する情報提供の内容	有無	各保育所の名称、位置及び設置者に関する事項	☐ 有 ☐ 無	各保育所の施設及び設備の状況に関する事項	☐ 有 ☐ 無	各保育所の運営の状況に関する事項	☐ 有 ☐ 無	保育料に関する事項	☐ 有 ☐ 無	保育所への入所手続に関する事項	☐ 有 ☐ 無	市町村の保育の実施の概況	☐ 有 ☐ 無	県から提供された認可外保育施設に関する情報等	☐ 有 ☐ 無	☐ いる ☐ いない	児発第471号通知 府政共生第98号通知 児発第596号通知		-
住民への情報提供の方法	有無																												
保育所等一覧簿の備え付け（窓口での閲覧）等	☐ 有 ☐ 無																												
広報誌、パンフレット	☐ 有 ☐ 無																												
インターネット	☐ 有 ☐ 無																												
住民に対する情報提供の内容	有無																												
各保育所の名称、位置及び設置者に関する事項	☐ 有 ☐ 無																												
各保育所の施設及び設備の状況に関する事項	☐ 有 ☐ 無																												
各保育所の運営の状況に関する事項	☐ 有 ☐ 無																												
保育料に関する事項	☐ 有 ☐ 無																												
保育所への入所手続に関する事項	☐ 有 ☐ 無																												
市町村の保育の実施の概況	☐ 有 ☐ 無																												
県から提供された認可外保育施設に関する情報等	☐ 有 ☐ 無																												

区分	点 検 事 項	自主点検欄	根拠法令等	評価基準																																																																																																																																																																																																																																										
				評価事項	判定区分																																																																																																																																																																																																																																									
					B	C																																																																																																																																																																																																																																								
	(2) 保育所等の適正配置等が行われているか。 ☐ いる ☐ いない		児発第471号通知		-	-																																																																																																																																																																																																																																								
	① 教育・保育提供区域の設定状況（子ども・子育て支援事業計画の本年度の数値を記載）																																																																																																																																																																																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th rowspan="3">教育・保育提供 区域の名称</th> <th colspan="4">量の見込み</th> <th colspan="4">確保方策</th> <th colspan="4">今後必要となる定員数</th> <th rowspan="3">直近の 待機児 童数</th> </tr> <tr> <th>1号 及び 2号教育 ニーズ</th> <th>2号 保育ニーズ</th> <th colspan="2">3号</th> <th>合計</th> <th>1号 及び 2号教育 ニーズ</th> <th>2号 保育ニーズ</th> <th colspan="2">3号</th> <th>合計</th> <th>1号 及び 2号教育 ニーズ</th> <th>2号 保育ニーズ</th> <th colspan="2">3号</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th>0歳</th> <th>1～2歳</th> <th>0歳</th> <th>1～2歳</th> <th>0歳</th> <th>1～2歳</th> <th>0歳</th> <th>1～2歳</th> <th>0歳</th> <th>1～2歳</th> <th>0歳</th> <th>1～2歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>							教育・保育提供 区域の名称	量の見込み				確保方策				今後必要となる定員数				直近の 待機児 童数	1号 及び 2号教育 ニーズ	2号 保育ニーズ	3号		合計	1号 及び 2号教育 ニーズ	2号 保育ニーズ	3号		合計	1号 及び 2号教育 ニーズ	2号 保育ニーズ	3号		合計	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	1																	2																	3																	4																	5																	6																	7																	8																	9																	10																	合計																			
	教育・保育提供 区域の名称	量の見込み				確保方策				今後必要となる定員数				直近の 待機児 童数																																																																																																																																																																																																																																
		1号 及び 2号教育 ニーズ	2号 保育ニーズ	3号		合計			1号 及び 2号教育 ニーズ	2号 保育ニーズ	3号		合計		1号 及び 2号教育 ニーズ	2号 保育ニーズ	3号		合計																																																																																																																																																																																																																											
		0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳																																																																																																																																																																																																																																	
1																																																																																																																																																																																																																																														
2																																																																																																																																																																																																																																														
3																																																																																																																																																																																																																																														
4																																																																																																																																																																																																																																														
5																																																																																																																																																																																																																																														
6																																																																																																																																																																																																																																														
7																																																																																																																																																																																																																																														
8																																																																																																																																																																																																																																														
9																																																																																																																																																																																																																																														
10																																																																																																																																																																																																																																														
合計																																																																																																																																																																																																																																														
	2 保育の実施事務処理状況 保育の実施事務処理が、適切に行われているか ア 保育所等の入所手続（申込窓口（保育所等の代行も含めて）、申込書、申込時期、入所決定に関する書類等）が利用者の利便に配慮されているか。 ☐ いる ☐ いない イ 入所申込書の受付から入所決定（認定こども園及び家庭的保育事業等の場合は利用の要請又はあっせん）までの事務処理が迅速に処理されているか。 ☐ いる ☐ いない							児発第471号通知 児発第275号 児発第471号通知	入所申込について、随時受け付けておらず、画一的な受付締切時期や入所時期を設定している。 入所申込みから入所決定までの期間が長い。	○ ○	- -																																																																																																																																																																																																																																			

区分	点 検 事 項	自主点検欄	根拠法令等	評価基準													
				評価事項	判定区分												
					B	C											
	ウ 希望した保育所等への入所のため、入所の円滑化（年度の途中で保育の実施が必要になった児童の定員を超えた入所（待機の状態がある市町村においては年度当初から可））に努めているか。	☐ いる ☐ いない	児発第471号通知 児発第73号通知 児保第3号通知	必要性があるにもかかわらず入所の円滑化に努めていない。	○	-											
	エ 利用調整における選考（選考する場合の条件・選考基準の制定・内容・公表）が適正に行われているか。	☐ いる ☐ いない	児発第471号通知 府政共生第98号通知 府政共生第859号通知	選考基準が公表されていない。	○	-											
	<table border="1"> <tr> <th>選考基準を定めた規程等の名称</th> <th>制定年月日</th> <th>直近の改正年月日</th> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>選考基準の公表方法</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>優先利用の対象 ※優先利用を行っている場合のみ</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	選考基準を定めた規程等の名称	制定年月日	直近の改正年月日		年 月 日	年 月 日	選考基準の公表方法			優先利用の対象 ※優先利用を行っている場合のみ						
	選考基準を定めた規程等の名称	制定年月日	直近の改正年月日														
	年 月 日	年 月 日															
選考基準の公表方法																	
優先利用の対象 ※優先利用を行っている場合のみ																	
オ 「保育が必要な状況」の確認が適正に行われているか。	☐ いる ☐ いない	児発第471号通知 子ども・子育て支援法第20条第6項及び第30条の5第6項 府政共生第859号通知 児保第12号通知	認定に係る処理期間が申請のあった日から30日以内に行われていない（法令、通知に定める理由に該当する場合を除く）。	-	○												
	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">市町村において定めた家庭において必要な保育を受けることが困難な事由</th> </tr> <tr> <th>労働時間</th> <td>(その他市町村が認めた事由)</td> </tr> <tr> <td>時間/月以上</td> <td></td> </tr> </table>	市町村において定めた家庭において必要な保育を受けることが困難な事由		労働時間	(その他市町村が認めた事由)	時間/月以上		子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第1項第1号及び第10号	客観的挙証資料がない場合において、面接調査、電話照会、窓口における事情聴取等による確認を行っていない。	○	-						
市町村において定めた家庭において必要な保育を受けることが困難な事由																	
労働時間	(その他市町村が認めた事由)																
時間/月以上																	

区分	点 検 事 項	自主点検欄	根拠法令等	評価基準																		
				評価事項	判定区分																	
					B	C																
	カ 広域入所を行っているか。関係市町村との連絡調整等が行われているか。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">広域利用の状況</th></tr><tr><th>他市町村に所在する施設 を利用している児童数</th><th>他市町村に居住する児童 の受入数</th></tr><tr><td>保育所</td><td></td><td></td></tr><tr><td>認定こども園（保育認定 に係る利用に限る）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>家庭的保育事業等</td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td></tr></table>		広域利用の状況		他市町村に所在する施設 を利用している児童数	他市町村に居住する児童 の受入数	保育所			認定こども園（保育認定 に係る利用に限る）			家庭的保育事業等			計			☐ いる ☐ いない 児発第471号通知 府政共生第859号 府政共生第98号		-	-
	広域利用の状況																					
	他市町村に所在する施設 を利用している児童数	他市町村に居住する児童 の受入数																				
保育所																						
認定こども園（保育認定 に係る利用に限る）																						
家庭的保育事業等																						
計																						
	3 子どものための教育・保育給付費の事務処理状況 児童福祉法及び子ども・子育て支援法等の関係法令に基づき、保育所等の運営費（施設型給付費及び地域型保育給付費並びに私立保育所に係る委託費等を含む。）の支給等に関する事務処理が適切に行われているか。	☐ いる ☐ いない 児発第471号通知 府子本第571号 府子本第271号			-	-																

保 育 行 政 関 係 資 料

1 特定教育・保育施設等における事故の報告及び重大事故の再発防止のための事後的な検証について（ 年 月 日）現在

区分	前年度の状況		本年度の状況	
	第1報 報告件数	第2報 報告件数	第1報 報告件数	第2報 報告件数
特定教育・保育施設				
特定地域型保育事業者				
延長保育事業				
放課後児童クラブ				
子育て援助活動支援事業				
子育て短期支援事業				
一時預かり事業				
病児保育事業				
合計				

	死亡事故等の発生状況		
	2年度前	前年度	当年度
死亡事故			
その他市町村において検証が必要と判断した事例			
合計			

前年度以降において検証を行った事例の有無	☐ 有 ☐ 無
----------------------	---

注 1 事故発生日ではなく、県への報告日の属する年度に計上すること。

2 子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業については、市町村からの委託により事業を実施している事業者の件数のみを計上すること。

2 水防法及び土砂災害防止法に定める要配慮者利用施設への対応状況（ 年 月 日）現在

区分	浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に所在する施設数	うち市町村地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設数	うち避難確保計画の市町村への届出施設数
保育所（保育所型認定こども園含む）			
幼保連携型認定こども園			
児童厚生施設（児童館・児童センター）			
家庭の保育事業			
小規模保育事業			
事業所内保育事業			
認可外保育施設			
放課後児童クラブ			
合計			

市町村地域防災計画の状況	
策定日（直近の改正日）	年 月 日
注 市町村地域防災計画の別表等に要配慮者利用施設を記載している場合においては、別表部分の直近の改正日を記載すること。	
浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に所在する施設であって、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として指定されていない施設がある場合、その理由及び今後の対応	
市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として指定されている施設であって、避難確保計画の市町村への届け出がなされていない施設がある場合、その理由及び今後の対応	
市町村地域防災計画に定める施設所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法	